

08.7.16 全員協議会
08.8.1 追加
09.6.19 追加
11.4.27 全員協議会
13.2.全員協議会
h 25.9 全員協議会
h 25.12 全員協議会
h 26.2 全員協議会
h 26.6 全員協議会

議会活性化（議会改革）の取り組み（南風原町議会）

議会活性化の取り組みについては、平成11年11月1日の全町村議会議員・事務局職員による「議会活性化シンポジウム」を開催し、平成12年2月沖縄県町村議会議長会「定期総会」で「議会活性化方策」の取り組みを検討し、町村それぞれ今後の議会のあり方について全般的に検討する協議がなされてきました。

地方分権の新しい時代に入り、地方自治体がその独自性と創意工夫をもって運営するためには、議決機関である議会が、より町民の代表としての責任と役割を果たすことが求められています。

このような状況を踏まえ、議会の運営をより活性化するために、従来の慣例や慣習など広く見直す取り組みを研究する必要性が出てきて、議会運営委員会など機会あるごとに検討を重ねてきました。

これまでの議会としての主な取り組み経過

1. 本会議の庁舎内中継の開始（平成10年6月定例会・新庁舎落成）

2. 議会議決結果等のインターネット掲載（平成12年6月から）

3. 夏の省エネルギーへの取り組み（平成12年6月から）

6月定例会から9月定例会までの期間は、かりゆしウエア（かすりウエア）の着用を自由とし、省エネルギーを進めました。

4. 南風原町子ども議会の開催

南風原町町制施行20周年記念

小学生の部 : 平成12年10月24日（火）

中学校の部 : 平成12年10月25日（水）

5. 一般質問の取り組み

- ・一問一答方式について（平成14年3月定例会から）
 - ・質問時間を議員一人あたりの持ち時間は答弁を含めて45分以内から、答弁含めず議員一人あたり30分以内としました。（平成14年3月定例会から）
 - ・一般質問の回数制限の廃止（平成19年6月定例会改正）
- 一般質問の回数は、会議規則により3回までと定められていましたが、平成14年3月定例会から運用した結果を踏まえて、会議規則の回数制限を廃止しました。

これにより、町の政策に対する疑問点や答弁の内容について、より深く問うことができるようになりました。

6. 議員定数の見直し（平成17年3月定例会で議決）

- ・平成18年9月の選挙から22人→16人（6人減）の改正をしました。

7. 議員報酬・費用弁償の見直し（平成17年3月定例会で議決）

- ・議員報酬を5%を削減した。（平成17年4月～平成18年9月まで：期限付き）
- ・費用弁償（日当）を2,000円→1,500円に改定した。（平成17年4月～平成18年9月まで：期限付き）

8. 議会の議決事件を追加（平成17年9月定例会で議決）

- ・地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件を追加しました。
(1) 南風原町基本構想に係る基本計画に関すること。

9. 地方自治法の改正に伴う議会制度の見直し（平成19年6月定例会で議決）

- ・地方自治法の改正に伴い、議会活性化のために議会制度の見直しを行いました。
(1) 議長が、臨時会の招集を請求することができるようになった。
(2) 委員会が、議案の提出を行うことができるようになった。
(3) 議会閉会中は、議長が委員会の委員を選任できることになった。

10. 委員会の公開（平成14年6月申し合わせ）

- ・委員会条例を改正し公開とする。（平成19年6月定例会で改正）
委員長の許可制 → 公開とする。

11. 附属機関への議員の委員就任はしない。（平成 年 月）

- ・法令で決まっている委員就任以外は辞退する（就任しない）。

12. 常任委員会の名称及び委員定数の変更（平成20年8月1日）

- ①総務財政常任委員会 ②経済建設常任委員会 ③教育民生常任委員会
↓
①総務民生常任委員会 ②経済教育常任委員会 ③議会広報常任委員会

13. 全員協議会を法律上の正規の議会活動として位置づける（平成20年10月）

- ・議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

14. 「紺ウェアの着用についての決議」（平成21年6月19日）

15. 賛否の状況を公表（平成21年9月）

- ・賛否が別れた議案について、議決結果を議員ごとに知らせる。
「はえばる議会だより」に掲載（平成21年11月発行分から）
- ・議員個人の全議案の賛否をホームページで公開する（平成25年3月定例会分から）

16. 課長等の本会議への出席制限（平成23年3月定例会）

- ・課長等の本会議への出席については、直接関係がない議案（特別会計など）の場合に

は自席において職務に専念すること。

17. 議決事件の一部改正（平成23年9月定例会）

・自治法第2条第4項の規定が改正されたことにより、基本構想策定の根拠規定がなくなった。改めて基本構想及び基本計画を定めることとし、かつ、その策定等については議会の議決に付することを定めた。

18. 予算・決算の審査方法の改善（平成24年3月定例会）（特別委員会中間報告書）

・現状の審査方法を運用改善（別紙1）することで、現行の連合審査会方式を採用することとした。

19. 議会活動報告会の実施（平成24年4月）（特別委員会中間報告書）

・議会活動報告会を開催するに当たり、「議会活動報告会開催の基本的な考え方」（別紙2）をまとめ、この方針の趣旨に基づいて議会活動報告会を実施する。

（第1回報告会：平成24年4月）

（第2回報告会：平成25年4月）

（第3回報告会：平成26年5月）

20. 一般質問の取組（対面方式を採用）（平成25年3月定例会）

（特別委員会第2回中間報告書）

・質問席を演壇向かいに設置し対面方式を採用する。

21. 議会広報常任委員会の所管に「広聴」を導入（平成25年4月～：全員協議会確認）

（特別委員会第2回中間報告書）

・広聴機能を追加する。

・議会広報誌の「町民の声」についても提案内容を調査・検討する。

22. 議会中継システムを整備（平成25年6月）

・議場内のマイク、HDカメラ、制御システム、音響等の機器を新設する。

・インターネットによる映像配信が可能となる。（平成25年12月から）

23. 一般質問の答弁書の事前配布（平成25年9月定例会）

・通告書には、質問要旨を町長等や傍聴者に簡明で分かりやすく記載すること。

・質問者に答弁書を事前に配布する。

24. 本会議における執行部の対応について（平成25年9月定例会）

・議案等の提案説明及び一般質問の答弁等について、次の通りとする。

（南議第193-1号平成25年8月27日文書）

①施政方針→町長

②町政一般報告→副町長

③議案、報告、承認等

・人事案件→町長　・人事案件以外の議案等→副町長

④一般質問

・町長の政治姿勢、個人的な見解→町長

・その他質問の最初の答弁→副町長

※補足説明等については、現行どおり部長が行う。

25. 本会議の生中継・録画放送のスタート（平成25年12月定例会）

- ・広報広聴活動の一環として、インターネットによる映像配信（生中継と録画放送）を始める。

26. 南風原町議会基本条例を制定（平成25年12月定例会）

- ・町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、町民の負託と信頼に的確にこたえるため、議会に関する基本的な事項を定めた本町議会における最高規範として定める。

27. 反問権の運用について（平成26年3月定例会）

- ・反問権の運用について基準を定める。

28. 南風原町議会政務活動費の交付に関する条例を制定（平成26年3月定例会）

- ・議員の調査研究活動に必要な経費の一部を月額15,000円を4月・10月に半年分を一括して交付することを定めている。議員は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、その支出に係る証拠書類等を整備、保存することとした。